

東京都北区境界確認事務取扱要綱

18北ま道第1945号

平成19年3月9日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、区長が管理する道水路及び公園等の公共用地に係る境界確認事務に関し、必要な事項を定めることにより、境界確認事務を適正かつ円滑に進め、事務の効率を高めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱において、境界確認の対象とする公共用地とは、区長が管理する次の公共用財産（以下「区有地」という。）とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定による道路（認定道路）
- (2) 東京都北区管理通路条例（平成9年12月東京都北区条例第47号）による道路（管理通路）
- (3) 道路法及び東京都北区管理通路条例の適用を受けない道路（認定外道路）
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び東京都北区立公園条例（昭和33年4月東京都北区条例第2号）による都市公園
- (5) 東京都北区立児童遊園条例（昭和33年4月東京都北区条例第3号）による児童遊園
- (6) 水路敷、土揚敷、遊び場等

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界確認とは、区有地について北区及び関係土地所有者が協議を行うことにより所有権の境界を確認することをいう。
- (2) 土地境界図とは、隣り合う土地所有者が互いに合意した所有権の境界を書面に表したものをいう。
- (3) 確認書とは、土地境界図（写し）を添付の上、区長公印を押印した文書により構成されたものをいう。
- (4) 公物管理者とは、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、公共用地を公物として管理す

るものをいう。

- (5) 関係土地所有者とは、道水路敷においては、申請地の両隣及び区有地を挟んで申請地と正対する土地の所有者をいう。公園等においては、申請地の両隣の土地所有者をいう。
- (6) 実務取扱者とは、申請者が指定した、境界確認に係る事務を代行する土地家屋調査士・測量士・測量士補その他土地の測量・図面作成等の能力を有する者をいう。
- (7) 事業施行者とは、区有地と接する土地について財産管理権のない公物管理者及び都市計画事業等の施行者をいう。

(申請権者)

第4条 次に掲げる者は、区長に対し、境界確認の申請をすることができる。

(1) 区有地と接する土地の所有者（以下「土地所有者」という。）

(2) 事業施行者

2 次の各号に掲げる場合の土地所有者とは、当該各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、当該法人の代表者、法人が解散又は倒産した場合はその清算人又は管財人、官公署及び特殊法人の場合は法令、定款又は寄付行為に定める者
- (2) 申請する土地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容に従う。
- (3) 共有地の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき、又は管理組合の総会において代表者を決定した場合その総会の議事録の写しが添付されているときは、代表者が申請をすることができる。
- (4) 土地所有者が死亡している場合は、法定相続人全員。ただし、分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等により土地の権利者を確認できるときは、当該土地の権利者。
- (5) 土地所有者が宗教法人で申請地の現況又は登記事項証明書等上の地目が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則で定める者とする。ただし、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者とする。

(境界確認の対象外)

第5条 次に掲げる土地は、境界確認の対象としない。

- (1) 地図又は地図に準ずる図面（以下「公図」という。）と現地が著しく相違する土地
- (2) 土地所有権について係争中の土地
- (3) 申請地に線で接する区有地の境界が既に確認済みの土地
- (4) 区有地と接する箇所が点のみの土地
- (5) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が完了している土地又は同法第19条第5項の指定を受けている土地
- (6) 申請地に接する土地の所有権者が、登記事項証明書（土地）等において確認できない土地
- (7) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第123条に基づく筆界特定が完了している土地又は同法第14条第1項による地図が法務局に備え付けられている土地

(申請)

第6条 第4条第1項第1号に該当するものが境界確認の申請をする場合は、「区有公共用地境界確認申請書」（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、同項第2号に該当するものが境界確認の申請をする場合は、「事業施行者の行う土地境界確認申請書」（別記第2号様式）を、それぞれ区長に提出しなければならない。

2 前項の規定より、境界確認の申請をする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、原本還付不可とする。）。ただし、申請人が法人の場合は、資格証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書等）（発行後3か月以内のもの、原本還付可とする。）を添付するものとする。
- (2) 登記事項証明書（土地）（発行後3か月以内のもの、原本還付可とする。）。ただし、インターネットで取得したものは照会番号が記載された所定の有効期間内のものに限る。
- (3) 登記事項証明書（土地）と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書（法人の場合）、住居表示変更証明書等住所の沿革が判明できる公的書面（原本還付可とする。）
- (4) 第4条第2項第2号の規定により申請する場合は信託原簿（原本還付可とする。）

(5) 第4条第2項第4号の規定により申請する場合は、当該申請地に関する相続関係説明図及び被相続人から始まる戸籍謄本、本籍記載の住民票、分割協議書等相続関係を確認できる書類の写し(ただし、原本を提示すること)。また、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等がある場合は権利関係を証する書面の写し(ただし、原本を提示すること)。この場合においては相続関係説明図・戸籍謄本等の関係書類の提出は不要とする。

(6) 土地所有者が未成年の場合は親権を証する書面、成年後見人等を必要とする場合は法定代理人であることを証する書面(原本還付可とする。)

(7) 土地所有者が被保佐人又は被補助人である場合は、保佐人又は補助人の同意書

(8) 登記事項証明書(土地)に差押及び裁判所競売開始決定の記載がある場合は債権者又は申立人の同意書等

(9) 申請権者が国外に居住している場合は、各国に存在する外公館(在外公館)又は居住国の官庁(官憲)の証明した在留及び署名証明書。また、日本国内に居住する外国人の場合は、在日各国領事館が発行する居住証明書及び署名証明書。

(10) 第4条第2項第5号に該当する申請の場合は、宗教法人法第23条に基づき、それぞれの宗教法人の規則で定める手続きの完了を確認できる書類の写し(ただし、原本を提示すること)。規則に別段の定めが無いときは、境界確認、立会及び合意に関する責任役員の議決を経た議決書(原本還付可とする。)

(11) 土地所有者の権利関係が複雑な場合は、申請権者としての当事者能力を有することを確認できる書面(破産管財人証明書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等)の写し(ただし、原本を提示すること)

(12) 「土地所有者調書」(別記第3号様式)。登記事項証明書等の記載事項により、申請地、申請地の両隣の土地、区有地を挟んで申請地と正対する土地について調査し土地所有者調書に記入する。

(13) 法務局の内容証明付きの地図(公図)に、次に掲げる作業をしたもの。ただし、字界、丁目界等により切図になっている公図については、接合(合成)せずに対照できるように少し離して見やすくするとともに、申請地とこれに接する区有地との位置関係が複雑な公図の場合は、これとは別に接合した合成図も提出すること。

ア 申請地の土地所有者名及び関係土地所有者名、方位、縮尺、法務局名及び複写年月日を記入する。

イ 申請箇所は赤色に着色する。

ウ 近接地に参考となる土地境界図がある場合は、その箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入する。

エ 法務局の内容証明付きの公図を複写して添付する場合、又は法務局が保有する公図情報をインターネットにて取得して添付する場合は、調査者が記名、押印する。

- (14) 旧公図及び土地台帳写し。ただし、区長が特に必要と認める場合に限る。
- (15) 現地の地形及び形状を明確に把握できるように道路、水路等の構造物及び境界標識（近接の確認済みも含む。）、建物、垣根等並びに現況幅員、実測年月日、作成者の記名・押印、資格登録番号、方位及び土地の地番を明記した縮尺250分の1現況実測平面図。ただし、区備え付けの道路台帳平面図を利用して作成（地番、方位及び実測幅員を記入すること）したものに代えることができる。
- (16) 申請地までの道順及び主な目標を記入した現地案内図
- (17) 地積測量図、土地実測図等の資料がある場合には、その資料の写し。

（代理人）

第7条 申請から合意に関する一切の権限について、申請権者から委任を受けた代理人が申請権者に代わって申請を行う場合は、委任状を提出するとともに、委任者及び代理人の印鑑証明書を添付する。ただし、委任状に代理人の使用印が明示されている場合又は合意以外の権限を委任する場合は代理人の印鑑証明書の添付を必要としない。

（申請事項変更届）

第8条 申請権者は、申請事項に変更があった場合（土地所有者の変更は除く。）は、住民票、資格証明書、登記事項証明書（土地）、公図、印鑑証明書等変更事項を確認できる書類を添付の上、「申請事項変更届」（別記第4号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

（実務取扱者）

第9条 申請権者は、実務取扱者に境界確認に必要な実務を申請権者に代わって行わせることができる。

（資料の調査）

第10条 区長は、必要に応じて関係する公物管理者に資料の提供を依頼するものとする。

- 2 区長は、境界確認に係る土地所有者及び境界確認申請地の沿革等を確認する必要がある場合は、境界確認申請に係わる旧公図、土地の閉鎖登記簿、土地台帳、土地所在図、地積測量図、課税台帳、非課税台帳等の調査を申請権者又は実務取扱者（以下「申請者等」という。）に依頼するものとする。

（現地調査）

- 第11条 区長は、必要に応じて現地調査を実施するものとする。この場合において、区長が必要と認めるときは、申請者等の立会いを求めるものとする。

（境界調査測量及び境界線の検討）

- 第12条 申請者等は、現地立会いを実施するに当たり、区有地と隣接地との境界線（以下「境界予定線」という。）を検討するために必要な現地の地形、地物、民々境界等の実測座標値及び現況平面図（測量成果も含む。）を提出しなければならない。ただし、申請書に添付されている場合は、この限りではない。

- 2 区長は、申請地に関する資料収集及び現地調査等を行い、申請者等との協議の上、境界予定線の設定を行うものとする。

（現地立会いの依頼）

- 第13条 申請者等は、区長と協議の上、関係土地所有者、財産管理者及び公物管理者と現地立会いの日時を調整する。なお、現地立会いの日時調整後、公的機関については区長が「立会依頼書」（別記第5号様式）により、現地立会いを依頼する。

（現地立会い）

- 第14条 申請者等は、現地立会いが必要な関係土地所有者の立会同意を得なければならない。

- 2 申請者等は、第13条第2項の規定により設定された境界予定線を現地立会いに先立ち、ペンキ等で現地に仮標示しておかななければならない。

（境界標識の設置）

- 第15条 区長は、申請者等に境界確認点（合意した境界点）に境界標識の設置を依頼する。

- 2 前項に規定する境界標識について、境界確認点が屈曲点の場合は区が支給する境界標識、境界確認点が境界線の直線上となる場合はそれ以外の境界標識を設置することを原則とする。

- 3 申請者等は、境界確認により合意をした場合には、区長に「境界石請求伝票」(別記第6号様式)を提出し、境界標識の支給を受けるものとする。

(境界点の測定)

第16条 境界点、引照点等の観測は、区が管理する公共基準点等を使用し境界標識設置後に行うものとする。ただし、公共基準点が使用できないときは任意でも可とする。

- 2 点間距離、幅員等で、現地直接測定値と実測座標による計算延長との差は10mm以内とする。

(土地境界図の作成及び提出)

第17条 申請者等は、土地境界図作成例に基づき土地境界図を作成し、土地境界図に申請者及び関係土地所有者から原則署名押印(申請者は実印とする。)を得る(立会場所、地番、住所、立会年月日、合意年月日の記入を含む。)ものとする。ただし、土地境界図に押印が困難な場合は「合意書」(別記第7号様式)に代えることができる。

- 2 申請者等は、土地境界図1部及び必要部数の複写図、境界点全点の写真を提出しなければならない。
- 3 公物管理者については、土地境界図への記名押印を「立会書」(別記第8号様式)に代えることができる。

(確認書)

第18条 境界確認の協議が整ったときは、区長は申請権者及び関係土地所有者に、「確認書」(別記第9号様式)を交付するとともに、現地立会いを行った公的機関には「確認通知書」(別記第10号様式)を交付する。

(申請の取下げ)

第19条 申請権者は、既に申請している申請書を取り下げる場合は、「区有公共用地境界確認申請書の取下げについて」(別記第11号様式)を区長に提出しなければならない。その場合、申請書を返戻する。

(協議不能案件の措置)

第20条 次に掲げる場合は、境界確認協議不能とし、申請者に「申請書返戻通知書」(別記第12号様式)を通知し、申請書を返戻するものとする。

- (1) 申請受理後、3 か月を経過しても申請者等の責に帰する事由により、現地における立会及び協議を行う条件が整わない場合。ただし、申請者から遅延理由等の明示があった場合において、正当な理由があると認めるときは一定期間処理の延期を認める。
- (2) 現地立会終了後 2 か月を経過しても土地境界図を提出しない場合。ただし、申請者から遅延理由及び土地境界図提出年月日の明示があった場合において、正当な理由があると判断したときは提出年月日までの延長を認める。
- (3) 申請受理後、第 4 条に定める申請権者の要件を欠くこととなった場合、又は第 5 条に該当することが判明した場合。ただし、申請後売買、交換等により所有権が移転した場合において、新所有者が、境界確認の申請の継続を希望するときは、新所有者の土地所有者変更届（別記第 1 3 号様式）、印鑑証明書、登記事項証明書（土地）等必要な書類の提出をもって協議を続けることができる。
- (4) 第 2 条の適用範囲に該当しないことが判明した場合

（売払い等に伴う境界確認）

第 2 1 条 売払い、開発行為による帰属、公共事業等に伴い所有権が移転した土地について、申請者等は土地境界図を作成し提出するものとする。この場合において、境界確認に係る申請書類の提出は売払い等に伴って提出した書類を準用する。

（土地境界図の復元協議）

第 2 2 条 既に作成された土地境界図を復元する必要がある者（以下「申出者」という。）で、その土地境界図が示す境界が現地において不明確な場合は、「境界復元協議申出書」（別記第 1 4 号様式）にあわせて、参考となる資料を区長に提出することができる。

- 2 申出者は測量を行い、区長と協議を行う。区長は必要に応じて、現地確認の実施や関係土地所有者の現地立会いを求めることができる。
- 3 申出者は、協議が完了した場合、「境界復元協議完了届」（別記第 1 5 号様式）及び境界復元図作成例に基づき作成した境界復元図を提出する。
- 4 区長は、届出を受けた境界復元図を保管し、一般の閲覧に供することができる。

（その他）

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に定める別記第1号様式及び別記第2号様式による申請はこの要綱の施行の日前においてもすることができる。

付 則（平成25年4月9日区長決裁25北ま道第1100号）

- 1 この要綱は、平成25年4月9日から施行する。
- 2 この要綱に定める別記第1号様式及び別記第2号様式による申請はこの要綱の施行の日前においてもすることができる。
- 3 改正前の要綱で定める様式の提出があった場合でも、当分の間受理し事務処理することができる。

付 則（平成27年3月30日区長決裁26北ま道第4772号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月8日副区長決裁3北土施第2647号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月14日区長決裁4北土管第1530号）

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

東京都北区長 殿

土地所有者

住所

氏名

実印

電話

実務取扱者

住所

登録番号(土地家屋調査士等)

氏名

職印等

連絡先

担当者

区有公共用地境界確認申請書

下記の私所有地の土地と、隣接する区有公共用地(別添地図朱線で示す)との境界を現地で確認願います。

記

1. 私所有の土地所在・地番

北区 丁目 番

2. 北区所有の公共用地の所在・地番

北区 丁目 番

3. 添付書類

- (1) 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)
- (2) 資格証明書(法人の場合、発行後3ヶ月以内)
- (3) 相続を証する書面(相続の場合)
- (4) 登記事項証明書(土地)(発行後3ヶ月以内)
- (5) 土地所有者調書
- (6) 地図(公図)写
- (7) 現況実測平面図
- (8) 現地案内図

4. 申請理由(該当するものにチェックを入れて下さい)

売買 分合筆 建築 相続 財産保全 その他()

協議成立の場合、申請者と東京都北区長との間で境界確認書を取り交わすことになります。なお①立会完了後2ヶ月以内に土地境界図の提出がない場合②申請後3ヶ月を経過しても、本区の責に帰さない事由で現地立会・協議を行うことができない場合等は、「見なし取り下げ」又は「不能・不調案件」として処理し、当該申請書返戻します。

この申請書の作成にあたっては「申請書記入要領」を参照の上記載してください

課長	係長	担当者	受付

○申請書の提出先及び問い合わせ先
 東京都北区王子本町一丁目15番22号 第1庁舎3階
 北区土木部土木管理課台帳係
 電話：03(3908)9230
 FAX：03(3908)6703
 E-mail：md-daichou@kitacity.jp

東京都北区長

殿

事業施行者（申請者）

住所

代 表

公印

所 属

担当者

電 話

実務取扱者

住所

氏 名

印

連絡先

担当者

事業施行者の行う土地境界確認申請書

下記の民有地と北区有地（地図朱線箇所）について確認を申請します。

記

1. 土地の所在

北区

丁目

番

2. 添付書類

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 公有地及び隣接地の登記事項証明書（土地）等の写し | (4) 現況実測平面図 |
| (2) 土地所有者調書 | (5) 事業計画書等 |
| (3) 地図（公図）の写し | (6) 現地案内図 |

3. 申請理由

課 長	係 長	担当者	受 付

○申請書の提出先及び問い合わせ先
東京都北区王子本町一丁目15番22号 第1庁舎3階
北区土木部土木管理課台帳係
電話：03(3908)9230
FAX：03(3908)6703
E-mail：md-daichou@kitacity.jp

東京都北区長

殿

申請者

住所

氏名

電話

実印

申請事項変更届

この度、当初申請書の記載事項のうち（ ）に
ついて変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更前

2. 変更後

3. 変更年月日 年 月 日

4. 変更理由

5. 提出書類 印鑑証明書、資格証明書、登記事項証明書（土地）、
地図（公図）写し等変更事項の確認が出来るもの。

課長	係長	担当者	受付

第5号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

立 会 依 頼 書

貴職が管理している道路と隣接地との境界を現地で立会協議の上確認しますので立会いをお願いします。

なお、協議成立後は立会書の提出をお願いします。

記

1 日時 年 月 日
時 分から

2 土地の所在・地番

3 申請人

4 連絡先

北区土木部土木管理課台帳係

担当：

電話：03-3908-9230

第6号様式(第15条関係)

東京都北区長

殿

境界石請求伝票

年 月 日		整理番号				号
設置箇所	地番	北区	丁目	番		
	住居表示	北区	丁目	番	号	
請求者	所属		氏名		TEL	
施工者	所属		氏名		TEL	
目的	境界確定・確認		年 月 日	立会		
	区域確認		年 月 日	立会		
	境界復元	工事	・ その他 ()			
	地籍	()				
	その他	()				
払出内容	境界	杭 (10cm×10cm)		本	特記事項	
		杭 (5cm×5cm)		本		
		プレート		本		
		鋸		本		
	区域	杭 (5cm×5cm)		本		
		プレート		本		
	地籍	杭 (5cm×5cm)		本		
		プレート		本		

第7号様式（第17条関係）

東京都北区長 殿

土地所有者

住 所

氏 名

印

合 意 書

私が所有する下記土地と、隣接する東京都北区有地との境界は、別添図面に表示のとおり合意します。

記

1 土地の所在・地番

東京都北区

2 立会日 年 月 日

3 記名押印日 年 月 日

（注） 別添図面とは契印願います。

第8号様式（第17条関係）

立 会 書

土地境界協議・確認			
立会日	年 月 日（ ）		
文書番号	第 号		
土地の所在・地番 (申請地)			
立 会 者	所 属		
	職・氏名		印
	所 属		
	職・氏名		印
	所 属		
	職・氏名		印
摘 要			
	担 当 者		

第9号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都北区長

印

確 認 書

現地において立ち会い・協議を行ったあなたの土地と区有公共用地との境界は、別紙土地境界図（写し）のとおり確認した。

記

土地の所在・地番

あなたの所有地

北区

北区有地

北区

(注) 本書と別紙土地境界図（写し）との契印の無いものは無効です。

第10号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

公共物管理者

様

東京都北区長 印

確認通知書

公共物の敷地として貴職が管理している下記の北区有地の境界については、別添
土地境界図（写）のとおり確認したので通知します。

記

1 北区有地の所在・地番

2 原図番号

第11号様式（第19条関係）

年 月 日

東京都北区長

殿

住 所

氏 名

印

区有公共用地境界確認申請書の取下げについて

年 月 日付で提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する北区有公共用地との区有公共用地境界確認申請書については、下記理由により取り下げます。

記

土地所在・地番

取下げ理由

（申請者）

殿

東京都北区長

印

申請書返戻通知書

年 月 日付で提出いただきました、下記の区有公共用地境界確認申請書については、東京都北区境界確認事務取扱要綱第20条の規定により協議不能の扱いとなりましたので、申請書を返戻いたします。

記

土地の所在・地番

あなたの所有地

北区

北区有地

北区

殿

新土地所有者

住所

氏名

実印

土地所有者変更届

この度、下記土地の所有権を取得しましたので、届出いたします。
つきましては、所有者変更事案として引き続き処理するよう依頼します。

記

1. 私所有の土地所在・地番

北区

丁目

番

2. 旧土地所有者

3. 所有権変更登記年月日

年

月

日

4. 添付書類

- (1) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）
- (2) 資格証明書（法人の場合、発行後3ヶ月以内）
- (3) 登記事項証明書（土地）（発行後3ヶ月以内）
- (4) その他（参考資料）

課長	係長	担当者	受付

課長	係長	担当	受付

第14号様式（第22条関係）

境界復元協議申出書

年 月 日

東京都北区長 殿

申出者 住 所
 氏 名
 連絡先

東京都北区境界確認事務取扱要綱第22条の規定により、現地の境界が不明確なため、次のとおり協議を申し出ます。

土地所在・地番	北区
境界図番号	
申出理由	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 分合筆 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 財産保全 <input type="checkbox"/> その他（ ）
添付資料	(1) 地図（公図）写 (2) 現況実測平面図 (3) 参考資料

課 長	係 長	担 当	受 付

第15号様式（第22条関係）

境界復元協議完了届

年 月 日

東京都北区長 殿

届出者 住 所
氏 名
連絡先

東京都北区境界確認事務取扱要綱第22条の規定により、協議が完了したので、
次のとおり届け出ます。

土地所在・地番	北区
境界図番号	
添付資料	(1) 境界復元図 (2) 写真 (境界標を設置した場合)